

# 大阪市防災会議条例

昭和38年 3月28日 条例第12号

最終改正 平成25年 5月27日 条例第96号

大阪市防災会議条例を公布する。

## 大阪市防災会議条例

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、大阪市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大阪市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること
- (2) 市の地域に係る防災に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員90人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関（法第2条第4号の指定地方行政機関をいう。）の職員
  - (2) 市の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官
  - (3) 大阪府の職員
  - (4) 大阪府警察の警察官
  - (5) 市の職員
  - (6) 市の区域において業務を行う指定公共機関（法第2条第5号の指定公共機関をいう。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号の指定地方公共機関をいう。）の役員又は職員
  - (7) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験がある者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 前条第5項第5号に掲げるものを除き、委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第3条第5項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事を若干名置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員の中から、市長が委嘱し又は任命する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則（昭和39年6月4日施行、告示第165号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（平成12年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月21日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月20日条例第98号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年5月27日条例第96号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 大阪市防災会議運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪市防災会議（以下防災会議という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長はやむを得ない事情により会議の招集が困難な場合は、書面等により会議を開催することができる。

## (代理)

第3条 委員はやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

- 2 前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

## (専決)

第4条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認められるとき又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、防災会議の処理すべき事項のうち次に掲げる事項について専決処分することができる。

- (ア) 市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること
  - (イ) 市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
  - (ウ) 防災会議の所掌事務を遂行するため必要があると認めるとき、関係機関の長その他の関係者に対し、資料若しくは情報の提供又は意見の開陳その他必要な協力をもとめること
  - (エ) 災害対策本部の設置に関すること
- 2 前項の規定によるもののほか会長は、軽易な事項について専決処分することができる。
  - 3 一部の機関のみに関係ある事項については、会長は、当該機関に属する委員と協議して処分することができる。
  - 4 会長は、第1項の規定により専決処分したとき又は前項の規定により処分したときは、次の会議において報告し承認をもとめなければならない。

## (幹事会)

第5条 防災会議の幹事をもって幹事会を組織する。

- 2 幹事会は、会長又は会長の指名する委員若しくは幹事が招集する。
- 3 幹事会は必要に応じ防災会議に附議すべき議案を審議するほか、各機関相互間の連絡にあたる。
- 4 幹事会は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合は、書面等により開催することができる。

## (部会)

第6条 大阪市防災会議条例第7条に定める部会は、防災会議委員の過半数の承認を得て設置できる。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 各部会の運営に関し必要な事項は、各部会構成員の承認を得て定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、大阪市危機管理室が処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年6月22日から施行する。

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

大 阪 市 防 災 会 議 役 員 名 簿

(令和5年3月現在)

(大阪市外部)

機 関 名	役 職
近畿財務局	局長
近畿農政局大阪府拠点	地方参事官（大阪府担当）
近畿経済産業局	局長
中部近畿産業保安監督部近畿支部	支部長
近畿運輸局	局長
大阪海上保安監部	大阪海上保安監部長
大阪管区气象台	台長
近畿地方整備局	局長
国土地理院 近畿地方測量部	近畿地方測量部長
近畿総合通信局	局長
陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊	第36普通科連隊長
大阪府	危機管理監
大阪府警察	大阪市警察部長
西日本電信電話（株）関西支店	執行委員 関西支店長
日本赤十字社大阪府支部	事務局長
日本放送協会 大阪放送局	局長
阪神高速道路（株）	執行役員
西日本旅客鉄道（株） 近畿統括本部大阪支社	近畿統括本部大阪支社長
大阪ガスネットワーク（株）	大阪事業部長
日本通運（株）大阪支店	企画戦略部長 兼 コーポレートサポート部長
関西電力送配電（株）	地域コミュニケーション部長
関西鉄道協会	技術委員会委員長
一般社団法人大阪府医師会	会長
大阪市自衛消防連合協議会	会長
公益社団法人大阪府看護協会	会長
近畿百貨店協会	株式会社近鉄百貨店 本店 庶務部 庶務課 防災担当課長
大阪市地域振興会	副会長
宮野 道雄（大阪公立大学 都市科学・防災研究センター 特任教授）	
奥田 和子（甲南女子大学 名誉教授）	
大阪市地域女性団体協議会	会長
室崎 益輝（神戸大学 名誉教授）	
重川 希志依（常葉大学大学院 環境防災研究科教授）	
高齢社会をよくする女性の会・大阪	代表
特定非営利活動法人 NPO政策研究所	専務理事
国土交通省淀川河川事務所 淀川管内河川レンジャー	河川レンジャーアドバイザー
一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち創生協会	理事長
大阪府行政書士会	副会長
大阪府社会保険労務士会	副会長
大阪土地家屋調査士会	副会長

(大阪市内部)

機 関 名	役 職
大阪市	副市長
危機管理室	危機管理監
建設局	建設局長
大阪港湾局	大阪港湾局長
消防局	消防局長
水道局	水道局長
区役所	くらし・安全・防災部会 部会長（浪速区長）

## 大阪市防災会議開催状況一覧表

開催日	議 題
昭和40年 6月25日	大阪市地域防災計画の策定について
昭和41年 7月 6日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和43年 7月 6日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和44年 7月28日	大阪市地域防災計画の修正について ガス爆発事故の概要及び事故防止対策について
昭和46年 8月30日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和47年 8月26日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和48年11月 2日	大阪市地域防災計画の修正について 大都市震災対策推進要綱について
昭和49年12月 5日	大阪市地域防災計画の修正について 大震災時の初期活動体制について
昭和51年 2月24日	大阪市地域防災計画の修正について 大震災時の初期活動体制について
昭和52年 8月11日	大阪市地域防災計画の修正について 防災対策緊急事業計画の策定について
昭和54年10月23日	大阪市地域防災計画の修正について 防災対策緊急事業計画について 大震災時における広域避難計画について
昭和56年12月 7日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和59年 2月 6日	大阪市地域防災計画の修正について
昭和62年 1月30日	大阪市地域防災計画の修正について
平成 2年 1月26日	大阪市地域防災計画の修正について 警戒宣言発令時における対応計画について
平成 5年 2月 5日	大阪市地域防災計画の修正について
平成 7年 5月11日	大阪市地域防災計画の修正について 直下型地震による計画の見直しについて 策定委員会の設置について
平成 8年 6月24日	大阪市地域防災計画の修正について
平成 9年 7月18日	大阪市地域防災計画の修正について 震災対策編の策定について
平成10年 7月21日	大阪市地域防災計画の修正について 風水害等対策編の策定について
平成14年 3月22日	大阪市地域防災計画の修正について
平成16年 3月22日	大阪市地域防災計画の修正について
平成16年 8月31日	東南海・南海地震防災対策推進計画の策定について
平成17年 3月23日	大阪市地域防災計画の修正について
平成18年 3月23日	大阪市地域防災計画の修正について
平成20年 3月27日	大阪市地域防災計画の修正について
平成23年 1月30日	大阪市地域防災計画の修正について 「大阪駅周辺における大規模災害時帰宅困難者対策」の報告
平成24年 7月31日	大阪市地域防災計画の修正について 大阪市の今後の防災対策について 専門部会での検討結果について
平成26年 1月15日	大阪市地域防災計画修正の方向性について 「大阪市防災・減災条例(仮称)」について
平成26年10月14日	大阪市地域防災計画の修正について
平成29年11月 9日	大阪市地域防災計画の修正について
令和3年 3月10日	大阪市地域防災計画の修正について
令和4年 2月25日	大阪市地域防災計画の修正について
令和5年 2月17日	大阪市地域防災計画の修正について